児童福祉法に基づく障害児通所支援事業における八代市上限支給量指標の運用に関する要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の5第2項の規定に基づき、市が障害児の保護者に対して行う障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。)の通所給付決定において、支給量(同法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。以下同じ。)の平準化、支給決定内容の透明性の確保並びに支給決定事務の迅速化及び効率化を図るため、支給量の上限に係る指標(以下「指標」という。)を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (支給量の決定)

第2条 市長は、指定障害児相談支援員(以下「相談支援員」という。)から市に提出されたサービス利用計画案等の内容と指標を照合した上で、障害児の状態に適した支給量を決定するものとする。

### (指標による支給量)

第3条 指標による支給量は、別表のとおりとする。

# (支給量増加への取扱い)

第4条 指標を適用した場合において、既に受けている通所給付決定に係る支給量が増加するときは、原則として、次回の更新時において支給量を見直すものとする。ただし、通所給付決定に係る障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)からの要望により、相談支援員が早急に支給量を変更する必要があると判断する場合においては、この限りでない。

## (支給量減少への取扱い)

第5条 指標を適用した場合において、既に受けている通所給付決定に係る支給量が減少するときは、原則として、次回の更新時まで現行の支給量を継続するものとする。ただし、通所給付決定保護者からの要望により、相談支援員が現行の支給量を継続する場合においては、次条の規定により取り扱うこととする。

#### (支給量決定困難ケースの取扱い)

- 第6条 前3条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、相談支援員からの障がい者支援 課(以下「担当課」という。)への相談に基づき、通所給付決定保護者からのサービス 支給量変更申請書を受理する前に、必要に応じ、相談支援員、担当課等との合同による 協議を行うことができるものとする。
  - (1) 相談支援員のアセスメント等による障害児の障害の特性等が指標を適用することで は反映されない場合
  - (2) 家庭における養育環境が整っていない場合
  - (3) 指標による支給量で障害児の障害の特性から療育による効果が期待できないことが 想定される場合

(4) その他療育による訓練の必要性を判断できない場合

(意見の聴取)

第7条 市長は、必要に応じ、八代市障がい者支援協議会各部会、八代圏域地域療育センター (児童発達支援センターを含む。)、八代支援学校等の療育の関係機関等から意見を聴取することができる。

(サービス提供事業所への現地確認調査)

第8条 市長は、必要に応じ、サービス事業所に対し指標による療育訓練が障害児に効果的なものであるかについて、現地確認調査を実施することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。